



衆議院憲法調査会ニュース

H13.2.23 号外第1号

— 第 151 回国会 —

発行：衆議院憲法調査会事務局

第1回地方公聴会開催を決定

昨日(2月22日)の憲法調査会において、宮城県仙台市での地方公聴会開催を決議しました。開催の趣旨、開催要領等は、以下のとおりです。

1. 開催の趣旨

衆議院憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査するため昨年1月20日に設置されて以降、日本国憲法の制定経緯、戦後の主な違憲判決、21世紀の日本のあるべき姿について調査を行ってまいりました。本調査会では、引き続き21世紀の日本のあるべき姿について調査を行っておりますが、調査を行うに当たり、広く国民の各層から日本国憲法についてご意見を聴取するため、第1回の地方公聴会を4月16日(月)宮城県仙台市において開催することとなりました。

2. 開催要領

- ①日 時 H13.4.16(月) 13:00～
- ②場 所 宮城県仙台市 ホテル仙台プラザ
- ③派遣委員 中山会長外委員9名
- ④意見陳述者 10名(予定)

なお、意見陳述者は各党から推薦された方の外、東北6県(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)より一般公募を行い、意見の概要、年齢、性別、職業等を勘案の上、幹事会において選定します。

- ⑤議事順序
 - ・開 会
 - ・団 長 挨拶
 - ・意見陳述者の意見開陳(各10分)
 - ・派遣委員から意見陳述者に対する質疑(各10分×9人)
 - ・団 長 挨拶
 - ・散 会
- ⑥議事整理等
 - ・団長が会議における座長を務め、会議の議事整理及び秩序保持等を行います。
 - ・会議は、衆議院における議事規則に準拠して行います。
- ⑦傍 聴
 - 国会議員、官公庁関係者、報道関係者のほか一般傍聴を団長において許可します。一般傍聴

は、各会派に対する割当の外、あらかじめ事務局に傍聴を申し込み、当日傍聴券を持参した方の傍聴についてのみ認めます。

3. 意見陳述の申出方法

東北6県に在住する者で意見を述べようとする方は、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、職業、電話番号、**日本国憲法についての意見の概要**(意見を述べようとする理由及び具体的事項を800字以内)及び「**宮城県公述希望**」の旨を記載し、封書又は電子メールで下記の宛先へ提出して下さい。申し出た方の中から幹事会で選定の上、通知いたします。なお、意見陳述者の方には、旅費・日当を支給いたします。※傍聴も希望する方は、別途傍聴者にお申し込み下さい。※意見陳述者に選ばれた方には、開催日の1週間前頃までにご連絡いたします。

※意見陳述者に選ばれた方以外の応募者の意見書を公表することや、個々の意見書に直接回答することはいたしません。

【締 切】 H13.3.22(木)(必着)

【宛 先】 〒100-8960

東京都千代田区永田町 1-7-1

衆議院憲法調査会事務局 気付

憲法調査会 会長宛

・電子メールアドレス

kenpou@shugiin.go.jp

4. 傍聴の申込方法(一般傍聴)

傍聴を希望する方は、封筒の表に「**宮城県傍聴希望**」と記載し、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った**返信用封筒**(長型4号程度)を必ず同封し、下記の宛先へお申し込み下さい(1人1通に限ります)。なお、申込み多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨申込者宛に通知いたします。※開催日の1週間前頃までに、傍聴者に選ばれた方には傍聴券を、抽選にもれた方にはその旨を記載した文書を郵送いたします。

【締 切】 H13.3.22(木)(必着)

【宛 先】 〒100-8960

東京都千代田区永田町 1-7-1

衆議院憲法調査会事務局 気付

憲法調査会 会長宛

[問合せ先] 衆議院憲法調査会事務局

03(3581)5563(直通)

03(3581)5111(代表)

内線2701又は2715

地方公聴会は、4月16日(月)午後1時から宮城県仙台市にて開会されます。